

3人乗り自転車貸与事業

について

福祉児童課 内線2229

自転車走行時の安全を確保し、良好な子育て環境のために、3人乗り自転車貸与します。



▼対象者

次のいずれにも該当する方

① 4月1日現在で町内に住所のある満18歳以上の方

② 4月1日現在で満1歳以上6歳未満の幼児を2人以上養育している方で、その幼児を同乗させて3人乗り自転車運転する方

▼貸出回数 普通車 10台、アシスト(電動)車 11台

▼利用料 無料。ただし、パンク等の修理費は、個人負担です。

▼貸与期間 4月初旬から平成31年3月29日(金)まで

▼手続方法 3人乗り自転車の貸与を希望する方は、3人乗り自転車貸与申請書を福祉児童課へ提出してください。

申請書は、福祉児童課窓口もしくは町ホームページから「健康・福祉・子育て」子育て↓子育て支援事業↓3人乗り自転車貸与事業について」に書きがあります。

▼受付期間 3月2日(金)～16日(金) (土・日除く)

▼決定方法 希望者が貸与予定台数を超えた場合は、福祉児童課にて決定させていただきます。(過去2年間貸出実績のない方を優先的に抽選します。)

▼その他 幼児は、ヘルメットの着用をお願いします。

献血にご協力ください

福祉児童課 内線2222

現在、医療において輸血は欠かすことができない治療法のひとつです。そして血液は献血で確保しなければなりません。

献血は16歳から69歳の健康な方ならどなたでもできます。

(65歳から69歳の方は、60歳から64歳の間に献血経験のある方に限ります。)

献血していただいた方には、血液検査成績をお知らせしています。

▼日時 3月10日(土)
受付 午前10時～11時30分
午後1時～4時

▼場所 イオンモール扶桑
▼主催 扶桑町献血推進協議会

精神障害者のご家族のための の家族によるピア相談

福祉児童課 内線2223

精神疾患の方を抱えるご家族のための悩み相談です。お気軽にお話しください。

▼日時・場所

◎毎月第4木曜日

・午後1時30分～3時30分(面談時間)
・扶桑町総合福祉センター 2階相談室
◎毎月第2木曜日

・午後1時30分～3時30分(面談時間)
・大口町健康文化センター

・ほほえみプラザ 4階れんげそう

▼対象者 扶桑町、または大口町に在住の方。どちらでも利用できます。

成年後見制度 無料相談会を 実施します

介護健康課 内線2355

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護などのサービスや施設への入所に関する契約などを、自分で行うことが難しい場合があります。

このように判断能力が不十分な方を保護し、支援する制度が「成年後見制度」です。

▼日時 3月8日(木) 午後1時～3時

▼場所 老人憩の家

▼相談員 (社)コスモス成年後見サポートセンター 愛知県支部 コスモスあいち

▼申込み 予約制となっていますので、ご希望の方は介護健康課もしくは老人憩の家 ☎(93) 5588へ事前にお申し込みください。

事業主(給与支払者)の方へ 個人住民税の特別徴収推進 のご案内について

税務課 内線267

▼個人住民税(町・県民税)の特別徴収事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、納入していただく制度です。

※地方税法第321条の4及び扶桑町条例第42条の規定により、給与を支払う事業主(給与支払者)は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっていきます。

▼特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知を送りますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

▼納期の特例

従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

